

第 2 0 4 期中間決算公告

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日

住 所	秋田市中通三丁目 1 番 4 1 号
株 式 会 社	北 都 銀 行
取 締 役 頭 取	斉 藤 永 吉

中間貸借対照表(平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	29,305	預 金	1,078,524
買 入 金 銭 債 権	2,015	譲 渡 性 預 金	75,963
商 品 有 価 証 券	338	借 用 金	13,690
金 銭 の 信 託	977	外 国 為 替	9
有 価 証 券	445,097	そ の 他 負 債	5,941
貸 出 金	714,519	未 払 法 人 税 等	53
外 国 為 替	962	リ - ス 債 務	19
そ の 他 資 産	4,841	そ の 他 の 負 債	5,868
有 形 固 定 資 産	14,081	賞 与 引 当 金	286
無 形 固 定 資 産	347	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	204
繰 延 税 金 資 産	8,071	偶 発 損 失 引 当 金	217
支 払 承 諾 見 返	9,188	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,702
貸 倒 引 当 金	8,159	支 払 承 諾	9,188
投 資 損 失 引 当 金	1,460	負 債 の 部 合 計	1,185,726
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	11,000
		資 本 剰 余 金	18,499
		資 本 準 備 金	11,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	7,499
		利 益 剰 余 金	2,449
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,449
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,449
		株 主 資 本 合 計	31,949
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	376
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,075
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,452
		純 資 産 の 部 合 計	34,401
資 産 の 部 合 計	1,220,128	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,220,128

中間損益計算書

平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		11,769
資金運用収益	8,356	
(うち貸出金利息)	(6,697)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,602)	
役務取引等収益	1,936	
その他業務収益	1,036	
その他経常収益	440	
経 常 費 用		9,844
資金調達費用	651	
(うち預金利息)	(622)	
役務取引等費用	547	
その他業務費用	439	
営業経費	7,457	
その他経常費用	747	
経 常 利 益		1,924
特 別 利 益		5
特 別 損 失		83
税 引 前 中 間 純 利 益		1,846
法人税、住民税及び事業税		14
法人税等調整額		799
法人税等合計		813
中 間 純 利 益		1,033

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～30年
その他	4年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,308百万円であります。

- (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
----------	--

- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 10,223 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,210百万円、延滞債権額は 14,832百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,950百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 20,993百万円
であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,418百万円あります。

7. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、9,923百万円でありま
す。なお、当行は劣後受益権 7,181百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に 6,081百万円、現金
準備金として「現金預け金」中の預け金に 1,100百万円を計上しております。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 13,974 百万円
担保資産に対応する債務
借入金 13,690 百万円
上記のほか、為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券48,328百万円及び現金預け金 8 百
万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 150百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場
合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契
約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、259,200百万円であります。このうち契約残存期
間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 259,200百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが
必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、
金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒
絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要
に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）予め定めている
行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じており
ます。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行
い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の
部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布
政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規
定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を
算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算
定した価額」に合理的な調整を行って算定。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 25,539 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当
行の保証債務の額は 740百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 97 円 76 銭
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.60%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 96百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 443百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 6 円 99 銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4 円 24 銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	9,927
関連法人等株式	-
合計	9,927

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の
「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	2,263	1,863	399
	債券	310,928	307,134	3,794
	国債	145,977	144,292	1,685
	地方債	63,709	62,589	1,120
	社債	101,241	100,252	989
	その他	7,455	6,929	526
	小計	320,648	315,927	4,720
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	4,861	6,235	1,374
	債券	72,467	72,565	98
	国債	36,636	36,660	24
	地方債	8,431	8,442	11
	社債	27,399	27,462	63
	その他	36,288	39,033	2,745
	小計	113,617	117,835	4,218
合計	434,265	433,763	502	

（追加情報）

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,743百万円増加、「繰延税金資産」は704百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,039百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額（百万円）
株式	575
その他	329
合計	904

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,366 百万円
投資損失引当金	4,168
税務上の繰越欠損金	2,059
有価証券償却	1,903
退職給付引当金	1,506
減価償却	1,270
その他	467
繰延税金資産小計	18,742
評価性引当額	10,545
繰延税金資産合計	8,197
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	126
繰延税金負債合計	126
繰延税金資産の純額	8,071 百万円

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6社
会社名

北都総研株式会社
北都銀ビジネスサービス株式会社
株式会社北都ソリューションズ
株式会社北都情報システムズ
株式会社北都カードサービス
北都チャレンジファンド1号投資事業組合

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

持分法適用の関連法人等 1社
フィデア中小企業成長応援ファンド1号投資事業組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

持分法非適用の関連法人等
該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社
9月末日 5社

連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	29,524	預 金	1,071,876
買入金銭債権	2,476	譲渡性預金	73,663
商品有価証券	338	借入金	13,690
金銭の信託	977	外国為替	9
有価証券	435,092	その他負債	8,572
貸出金	718,199	賞与引当金	311
外国為替	962	退職給付引当金	109
その他資産	5,893	睡眠預金払戻損失引当金	204
有形固定資産	15,452	偶発損失引当金	217
無形固定資産	349	その他の引当金	35
繰延税金資産	8,464	再評価に係る繰延税金負債	1,702
支払承諾見返	9,188	支払承諾	9,188
貸倒引当金	9,927	負債の部合計	1,179,579
		（純資産の部）	
		資本金	11,000
		資本剰余金	18,499
		利益剰余金	3,438
		株主資本合計	32,938
		その他有価証券評価差額金	376
		土地再評価差額金	2,075
		その他の包括利益累計額合計	2,452
		少数株主持分	2,022
		純資産の部合計	37,412
資産の部合計	1,216,992	負債及び純資産の部合計	1,216,992

中間連結損益計算書

〔平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,044
資 金 運 用 収 益	8,431
(うち貸出金利息)	(6,772)
(うち有価証券利息配当金)	(1,602)
役 務 取 引 等 収 益	2,133
そ の 他 業 務 収 益	1,970
そ の 他 経 常 収 益	510
経 常 費 用	10,833
資 金 調 達 費 用	651
(うち預金利息)	(621)
役 務 取 引 等 費 用	489
そ の 他 業 務 費 用	1,109
営 業 経 費	7,856
そ の 他 経 常 費 用	726
経 常 利 益	2,211
特 別 利 益	5
特 別 損 失	84
税金等調整前中間純利益	2,132
法人税、住民税及び事業税	115
法人税等調整額	779
法人税等合計	895
少数株主損益調整前中間純利益	1,237
少 数 株 主 利 益	51
中 間 純 利 益	1,185

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、其他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～30年
その他	4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
なお、当行及び連結される子会社及び子法人等の一部は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,319百万円であります。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
- (10) その他の引当金
その他の引当金のうち、連結される子会社及び子法人等が行っているクレジット業務に係る交換可能ポイントについて、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込み額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。また、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積った額を計上しております。
- (11) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
- (12) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計に係るデリバティブ取引を行っておりません。
- (13) 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)
137 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,210百万円、延滞債権額は 16,522百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,954百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 22,687百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,418百万円であります。
7. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、9,923百万円あります。なお、当行は劣後受益権 7,181百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に 6,081百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に 1,100百万円を計上しております。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	13,974 百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	13,690 百万円

上記のほか、為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券 48,328百万円及び現金預け金 8 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 208百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、265,338百万円あります。このうち契約残存期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 265,338百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 26,106 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は740百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 104 円 46 銭
14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.11%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 161百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 557百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 8 円 3 銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4 円 87 銭
5. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 1,031百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	29,524	29,524	-
(2) コールローン及び買入手形	-	-	-
(3) 買入金銭債権(*)	2,453	2,453	-
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	338	338	-
(5) 金銭の信託	977	977	-
(6) 有価証券			
其他有価証券	434,265	434,265	-
(7) 貸出金	718,199		
貸倒引当金(*)	9,853		
	708,345	724,972	16,627
(8) 外国為替(*)	960	960	-
資産計	1,176,865	1,193,492	16,627
(1) 預金	1,071,876	1,072,139	263
(2) 譲渡性預金	73,663	73,663	-
(3) 借入金	13,690	13,690	-
(4) 外国為替	9	9	-
負債計	1,159,239	1,159,502	263
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	228	228	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	228	228	-

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格(中間連結会計期間末前1か月の市場価格の平均)、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。私募債は、内部格付、期間に基づく区分毎に、将来のキャッシュ・フローを信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,743百万円増加、「繰延税金資産」は704百万円減少、「其他有価証券評価差額金」は1,039百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものも、固定金利によるものと同様に、内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付毎の累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

仕組貸出は、利子率推計モデルにより計算した将来金利と、貸出金の信用格付毎の信用リスクスプレッドから、モンテカルロ・シミュレーションにより計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、残存期間が短期間（1年以内）のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）及びデリバティブを組み込んだ複合金融商品関連取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	656
組合出資金(*3)	170
合 計	827

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円の減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,263	1,863	399
	債券	310,928	307,134	3,794
	国債	145,977	144,292	1,685
	地方債	63,709	62,589	1,120
	社債	101,241	100,252	989
	その他	7,455	6,929	526
	小計	320,648	315,927	4,720
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	4,861	6,235	1,374
	債券	72,467	72,565	98
	国債	36,636	36,660	24
	地方債	8,431	8,442	11
	社債	27,399	27,462	63
	その他	36,288	39,033	2,745
	小計	113,617	117,835	4,218
合計		434,265	433,763	502

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、上表には含まれておりません。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)
該当ありません。